

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第61号 発行日：令和4年3月11日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

これ以上の審理の引延しは許さない！！ 原告・弁護団・支援者の要請行動！

令和3年11月24日～25日、熊本・鹿児島原告団5名と、弁護団、事務局、支援者が上京し、東京原告団、弁護団、支援者とともに、『熊本地裁が示した「審理計画（案）」に応じることを求める要請行動』を行いました。

先日、熊本地裁が令和5年3月に結審をする「審理計画（案）」を示しましたが、被告国、熊本県、チッソは、この計画案に異議を述べる意見書を提出し、裁判のさらなる引き延ばしを図ろうとしました。私たちは、この被告側の対応を非難し、チッソ、法務省、環境省前での街頭宣伝活動、各政党・国会議員への要請活動を行いました。

裁判が始まって既に8年以上経過しています。原告の平均年齢は73歳を超え、150名以上の原告が亡くなっています。一刻も早く判決を取る必要があることは言うまでもありません。

裁判はもちろんのこと、今後も東京ですべての水俣病被害者救済のための要請行動を続けていく予定です。

審理に向けて一致団結！ 熊本地裁前でも要請行動！！

令和3年9月27日に熊本地裁が示した審理計画（案）は、私たち原告団が求める早期結審・判決の方針を取り入れたものでした。しかし、被告国・県・チッソは、この裁判所の審理計画案に反対する意見書を出してきました。

そして、上記の東京行動に引き続き、令和3年12月2日には、熊本地裁正門前で早朝から裁判所に感謝するとともに被告らに要請行動をしたことを報告するチラシを配布しました。

令和3年12月9日には、熊本県庁前での宣伝行動をした上で被告熊本県に要請行動をし、12月10日にはチッソ水俣工場に要請行動をしました。

支援団体から寄せられた1532筆の審理促進を求める団体署名も提出しました。



(門前で訴えを行う、元島市郎不知火患者会事務局長)



(チラシを受け取る裁判所職員)

2023年夏、結審へ！ 熊本訴訟第38回弁論

令和3年12月15日午後2時から、熊本地方裁判所において、第38回口頭弁論期日が開かれました。森正直原告団長と園田昭人弁護団長が審理促進を求める意見陳述を行いました。

口頭弁論期日の直後に開かれた進行協議期日においては、被告らの抵抗があったものの、2023年3月にすべての証拠調べを終了させる審理スケジュールを確定することができました。原告団が先頭に立った東京行動や熊本地裁前での行動の成果です。令和4年2月から9月までに専門家医師の証人尋問期日が、同年10月から令和5年3月までは原告本人尋問期日が開かれることになりました。

令和4年～令和5年は、近畿訴訟、熊本訴訟の結審、判決が相次ぎ、すべての水俣病被害者救済に向けて非常に重要な年になります。訴訟における審理も最終盤です。一枚岩の団結で頑張りましょう！



(門前集會に臨む原告の皆さん)

【今後の予定】

1月12日	東京訴訟 (民事6部)	弁論
1月26日	近畿訴訟	本人尋問
2月18日	熊本訴訟	医師尋問
3月2日	近畿訴訟	本人尋問

原告本人尋問、続々！ 近畿訴訟第33回弁論

令和3年12月22日午前10時から12時頃、午後1時30分から午後4時頃まで、大阪地方裁判所で、近畿訴訟第33回口頭弁論期日が行われました。

この日は、前回に引き続き、原告本人尋問が行われました。今回は、阿久根市出身の前田芳枝さん、同じく阿久根市出身の山下重儀さん、長島町出身の石橋英子さん、同じく長島町出身の小畑裕子さんの4人が法廷に立ちました。

また、この日の昼休みには、裁判所の東門と北門の前で、支援のお願いを呼びかけ、ビラの配布も行いました。原告本人尋問で裁判所に被害の実態を伝えているところではありますが、より広く、水俣病の被害者が未だ取り残されている異常な状況にあることを発信し、知ってもらい、そして関心を持ってもらうことも大切です。

☆とある弁護団員のヒトリゴト☆

秋には審理計画案が示され、年が明け、今年は、いよいよ原告の皆さんにも順に法廷に立っていただくこととなります。個人的なことで恐縮ですが、昨年、産休をいただきました。当弁護団は所属弁護士も多く、弁護士同士が助け合って、誰か一人が欠けても、他の弁護士がフォローしてくれる体制が整っています。今年は、その弁護団の結末も試される、集大成の1年といえます。今年1年は、弁護団も改めてはちまきを締め直す気持ちで駆け抜けていきたいと思っています。

(熊本弁護団・藤井祥子)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクター】
ミナノちゃん